

避難所の開設から撤収までの流れ

災害発生

初動期(災害発生当日)

災害発生時の混乱のなかで住民の安全を確保し、避難所を開設する。

災害が起きた時

自分と家族の身の安全を確保

災害がおさまったら

隣近所で声をかけ、助け合いながら避難

自主防災組織、民生委員等を中心に、避難行動要支援者*名簿などをもとに自力で避難できない人を支援

*避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児など、自力で逃げるのが困難な人や、避難情報をもとに判断することが難しい人のこと

避難場所において

避難した人を、自治会や町内会などの班ごとに確認

人の振り分け(トリアージ)

病院へ搬送する人

→ 病院へ

避難所へ行く人、自宅に戻る人

避難所

(施設管理者と相談しながら開設)

- 建物の安全確認
- 施設内の設備の点検
- 避難所運営のために使う場所の指定
 - ・避難所として利用可能な場所
 - ・立入禁止にする場所
- 避難所運営のために使う場所の指定
- 避難してきた人々の受け入れ場所の指定
- 避難してきた人々の受付
- 利用者の組分け
- 市災害対策本部への連絡
- 情報収集・伝達手段の確保
- 備蓄している水や食料、物資の確認・配給
- 安全対策
- (遺体の一時受け入れ)

自宅など

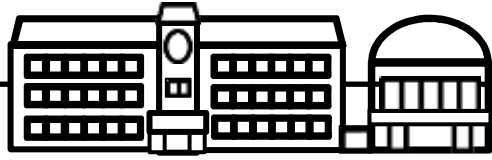
(避難所以外の場所)

- 支援を受けるため
- 避難所利用者登録
- 利用者の組分け

展開期(2日目～1週間程度)

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織する。(平時から組織されている場合、その組織を元に活動を行う。)

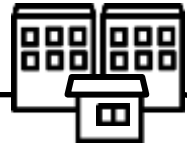
避難所



- 避難所運営のための業務
- 組の代表者(組長)の選出
- 避難所運営委員会の設置
- 各運営班の設置
- 役割の明示

自宅など

(避難所以外の場所)



- 組の代表者(組長)の選出
- 避難所運営委員会への参画

災害救助法が適用された災害で、避難所の開設期間が7日間を超える場合は、延長手続きのため、あらかじめ市災害対策本部に連絡する。

安定期(1週間目～3週間程度)

人々の要望が多様化する時期。避難生活の長期化による心身の機能の低下に注意。

- ・ 避難所や、避難所内のスペースの統廃合
- ・ 情報提供(ライフラインの復旧、生活再建のための支援策など)
- ・ 避難所利用者間のトラブルへの対応

撤収期(ライフライン回復時)

避難所の集約や統廃合などにより、施設本来の業務再開準備を行う。

- ・ 避難所集約後の運営方法などの検討
- ・ 避難所の集約・撤収について避難所利用者への説明
- ・ 避難所の撤収準備

